

第36回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成21年4月20日（月）

13：30～16：45

場 所：市役所東別館9階 特別中会議室

第36回鹿児島市都市計画審議会議事概要

1 出席委員（16名）

宮廻会長、疋田委員、木方委員、米永委員、上入來委員、岩元委員、藤田委員、ふじくぼ委員、高木委員、土井委員（代理）、上赤委員、内匠委員、中村委員、有山委員、吉元委員、宮竹委員

2 議案

議案第1号 鹿児島都市計画道路の変更について

議案第2号 鹿児島都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更について

議案第3号 鹿児島都市計画用途地域の変更について

議案第4号 吉田都市計画用途地域の決定について

議案第5号 喜入都市計画区域の変更について

議案第6号 鹿児島都市計画特別用途地区の変更について

議案第7号 吉田都市計画特定用途制限地域の決定について

議案第8号 喜入都市計画特定用途制限地域の決定について

議案第9号 松元都市計画特定用途制限地域の決定について

議案第10号 鹿児島都市計画臨港地区の変更について

議案第11号 喜入都市計画臨港地区の決定について

3 審議結果

議案第1号は、「今後とも、地域住民等に十分理解を得られるよう努められたい。」という付帯意見が付されて案が承認され、議案第2号から議案第11号は、提案どおり異議なしの答申を受けました。

4 議事概要（○委員 ●担当課）

(1) 議案第1号

- この地域の通過交通はどうなっているか。
- 東側は大型車の通行規制があるが、谷山支所側は規制がない状態である。今後、谷山支所前通線が整備されると大型車も入ってくるものと考えている。また、西側に区画整理でまちなみが整備されたところがあり、その玄関口にもなっていることや、谷山支所への出入りもあり、今後交通も増えるものと考えている。
- この辺りは大型車が入り出す都市施設はあるのか。
- 谷山支所、小学校、谷山市民会館がある。
- この道路を考えると、都市施設の状況も考慮する必要がある。

- 東側の歩道の幅が2.5mあり車椅子も安全に通れるとあったが、反対意見の中で、小学校や谷山支所の方が2mなのに交通量の少ない東側が2.5mは納得いかないとあった。詳しく説明をしてほしい。
- 歩道幅員は、電柱や道路標識を考慮すると2.5mが最低と考えているが、2mの整備箇所は、14年度に緊急渋滞対策で行ったところであり、緊急性のため住民の協力のもと整備したものである。この地域については、できるだけ道路標識等の設置をしないよう計画したい。
- 反対意見があるが、譲り合ったりする妥協点みたいなものがあるのか。
- 1番の反対は、直買方式に反対というものであり、区画整理を行ってほしいというものである。
- 区画整理事業でできないという説明をどのようにされているのか。
- 現在市内の7地区で区画整理を行っており、その他に計画地区が1箇所、調査中の地区等もある。区画整理は事業費がかかり、現在7地区で年間100億円近く投入している。そのような状況で今後導入するのは困難である。

また、区画整理を行う場合は、地域住民の合意形成が必要で、長い年数がかかることから、事業効果を早く実現するためには直買方式による整備しかないと考えている。
- 道路の必要性等を考えると直買方式しかないということか。
- 危険な状況もあることや周りのまちづくりも進んでいることを考えると、早く整備できる直買方式と考えている。
- 行政は、狭い道路は広くしようとするが、不法駐車もできて住みにくくなることもある。外国では道路を広くすると事業費もかかることから、一方通行にして、その案内をするなど工夫しているところもある。

また、今回の整備において、車椅子などが安全に通行できるということを担当部署に確認しているのか。
- 確認済である。
- 道路整備という観点からは今回の計画は合理性があるが、問題になっているのは、公共の事業である都市整備において、地権者の負担をどう考えるかである。反対意見者はなぜ自分ばかりが犠牲になるかということに不満があり、このことは必ず問題になるところである。公と私をどう考えるかは非常に難しいところである。そのような状況の中で、東側で問題となっている世帯はどのくらいあるのか。
- 登記簿上は、全体で土地がかかる地権者が68名、東側52名、そのうち反対意見が10名である。敷地でいうと3敷地が強く反対している。
- 全筆買収の話があったらどのように対処するのか。
- 土地全部が計画にかからない場合でも、ポケットパークにするなど、それぞれのケースで検討していきたい。

- 歴史を今に残す石塀を残してほしいと考えるがどうか。街路樹も整備し、環境に配慮されたものにしてほしい。
- 石塀を残してほしいという要望もあり、その方と協議し線形見直しで対応したところである。また、歩道幅員を最低限の2.5mとしていることから、街路樹は設けない計画である。
- 今回の問題は40数年前からの問題であり、提出された資料等も全て把握しきれない状況で決定してよいものか。
- 継続という扱いや、投票で決めることもあるが、市が誠意ある対応を行いこの計画を進めていくのか、もっと時間をかけるべきであるのか難しいところである。これまでの審議からするとそこまではないと考えるので、付帯意見を付して認めるという方向はどうか。
- 地域の将来像はどうなっているのか。
- 総合計画や都市マスタープランにおいてもこの道路の必要性を計画しているところである。

地域住民に説明する中で、当初は反対であった方が現在では賛成するという方も多くなってきた。反対している方も道路の必要性は理解している状況である。

(2) 議案第2号～第5号

- 議案第5号において、喜入港新港地区及び生見漁港地区を都市計画区域に編入し、あわせて本区域の全ての臨海部について、市街地と一体的に整備、開発及び保全する必要があるため、地先公有水面を新たに都市計画区域に含むとするとあるが、どういうことなのか説明してほしい。
- 鹿児島都市計画区域では、既に公有水面が埋め立てられたり、地先についても都市計画区域となっているが、喜入はなっていなかったのが今回含めるとしたものである。都市計画区域に含めるというのは、そこが海面であっても将来の計画が決定されると自動的に都市計画区域に入れられるということで今回喜入もそのように取り扱うとしたものである。
- メリットがあるのか。
- 現在具体的な計画はないが、将来に備えてということである。
- 貴重な海岸景観があるが、今回含めることでそれが損なわれることはないのか。
- 現在のところはない。
- 議案第2号のマリンポートかごしまの用途については、準工業地域となっているが、谷山も準工業地域となっている。性格が違うと思うが、どうか。
- 準工業地域はある程度何でもできる場所であり、柔軟性をもたせるためにそれを指定するが、臨港地区や特別用途地区で建てられるものを制限することとしている。

- マリンポートかごしまの所有者は県になるのか。
- 県の所有地である。

(3) 議案第6号～第9号

- 建物の制限は分かったが、広告物の制限はどうなるのか。
- 屋外広告物は景観に影響することから、今年度実態調査を行い、条例改正を考えているところである。
- 議案第8号について、地域中心地区幹線道路沿道型は商業施設の規模制限があるのか。
- 商業施設は1500㎡以下となる。
- 沿道型が長いのではないかと、中心地区としてどうかと思うが。
- 現在の喜入の現況を調査して範囲を決めたところである。
- この地域をどのように考えているのか。駅を中心に考えるのも方法かと思うが。
- マリンピア喜入のあたりには、既にある程度の規模の商業施設が立地している状況である。環境整序型を指定する地域もそのような動向になっているところである。
- 特定用途制限地域の指定については、これからのまちづくりを考えるためにやるのか、現状を追認するためにやるのか。これまでの説明からすると現状を追認するためと感じられるがどうか。
- 今後の人口減少、超高齢社会に対応するためには、集約型を目指す必要があることから、地域に必要な規模の施設ということで、現地の開発動向を確認し指定しようとするものである。

(4) 議案第10号～第11号

特に意見なし